

瀬戸市訓令第1号

本 庁

公 所

瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和3年3月24日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後						改正前					
別表第1（第4条—第6条関係） 1及び2 <省略> 3 財務関係						別表第1（第4条—第6条関係） 1及び2 <省略> 3 財務関係					
決裁区分 決裁事項	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考	決裁区分 決裁事項	市長	副市長	部長共通	課長共通	備考
<省略>						<省略>					
公有財産	<省略>					公有財産	<省略>				
	普通財産の貸付け（市施設における通勤用自動車の駐車を除く。）			<省略>	<省略>		普通財産の貸付け			<省略>	<省略>
	新規	<省略>		<省略>			新規	<省略>		<省略>	
	継続	重要なもの		一般的な軽易なもの			継続	重要なもの		一般的な軽易なもの	
市施設における通勤用自動車の駐			一般的な軽易なもの								

<省略>					
<省略>					
寄附の取受	金銭（瀬戸市ふるさと の応援寄附金 を除く。）	重要なもの	軽易なもの		行政管理部長合議
	瀬戸市ふるさと の応援寄附金	～100	100～	50～	行政管理部長合議
	金銭以外	<省略>	<省略>		<省略>
	<省略>				
備考					
<p>1 部長共通以上の決裁区分に係るもの（入札の予定価格及び最低制限価格の決定に係るもの並びに市施設における通勤用自動車の駐車を除く。）は、財政課長（物品については、備品に係るものを除き行政課長）に合議すること。</p> <p>2及び3 <省略></p>					
別表第3（第6条関係）					
<p>1 <省略></p> <p>2 個別的事項</p>					
公所		公所の長の専決事項			
<省略>					

<省略>					
<省略>					
寄附の取受	金銭	重要なもの	軽易なもの		行政管理部長合議
	金銭以外	<省略>	<省略>		<省略>
	<省略>				
	備考				
<p>1 部長共通以上の決裁区分に係るもの（入札の予定価格及び最低制限価格の決定に係るものを除く。）は、財政課長（物品については、備品に係るものを除き行政課長）に合議すること。</p> <p>2及び3 <省略></p>					
別表第3（第6条関係）					
<p>1 <省略></p> <p>2 個別的事項</p>					
公所		公所の長の専決事項			
<省略>					

<u>子ども・若者センター</u>	①開館時間及び休館日の変更並びに臨時の休館 ②入館等の制限	<u>家庭児童相談室</u>	<u>開室時間及び休室日の変更並びに臨時の休室</u>
<省略>		<省略>	

附 則

この訓令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。